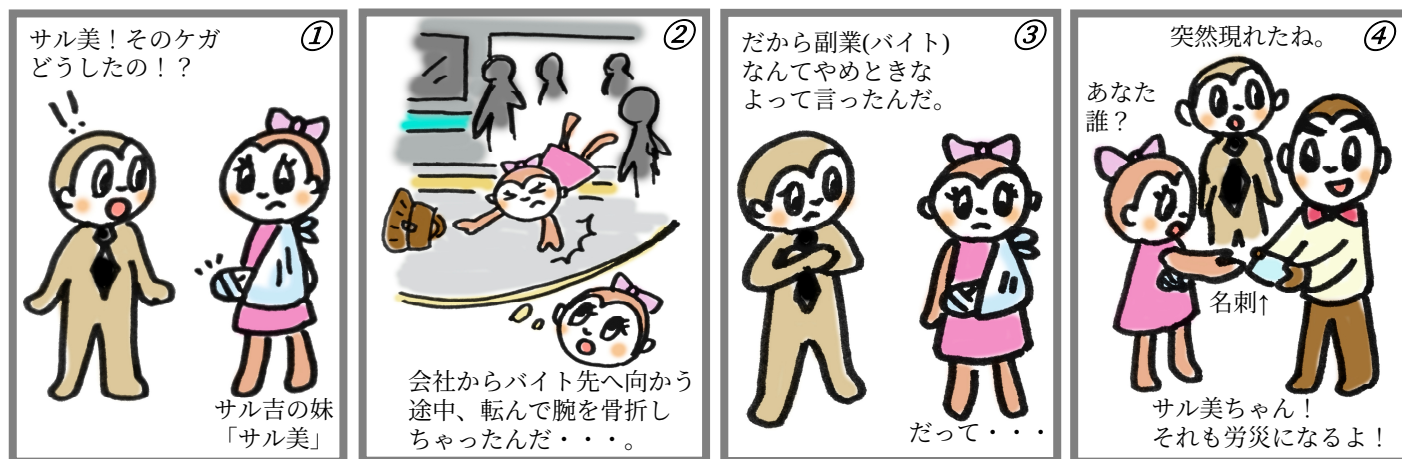


1分間でサルでもわかる!?

『まんが de 人事労務』

<その7>『副業先への移動中も労災?』



サル吉君、会社から副業先への移動中にケガをした場合も労災になるんだ。
『通勤災害』として認められているよ。



人事労務のプロ
『サルの社労士』

入社2年目
サラリーマン
『サル吉』
(さるきち)



えっ!? 会社からバイト先へ向かう途中なのに通勤災害なの?
なんか“通勤”って感じじゃなさそうだけど。

確かにそうだね!
ただ、労災保険法では『通勤災害』としてきちんと明記されているよ。



ふ〜ん。
まあ、サル美のケガが労災になるんなら良かったよ。

サル吉君も安心したようだけど、実は数年前だったら労災として認められなかった
可能性もあるんだよ。
なぜかという、平成18年に労災保険法が改正される前には、通勤災害として
明記されていなかった内容だったんだ。



そうだったの!?じゃあ新しく加わったってこと?

その通り！

通勤の定義として『就業の場所から他の就業の場所への移動』という内容が追加されたんだ。

ちなみに年々、労災の補償範囲はより広がってきているね。



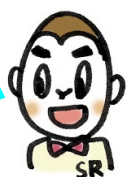
あっ！

ちなみに今回の労災って会社とバイト先、どちらで申請するの？

サル吉君！とても良い質問だね！

これは結論から言うと、今回は『バイト先』で労災申請することになるんだ。つまり、会社からバイト先への移動中は“移動先（バイト先）で働く為の移動”として考えられていて、平成18年に通達がされているのさ。

サル美ちゃんにはバイト先で労災申請するよう、きちんと伝えておいてね！



了解で～す！

しかし、労災って奥が深いんだね～。

ボクももっと奥が深い男になれるよう頑張らなきゃね（笑）

<労災保険法・第7条2項>『通勤の定義』

通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

- 一 住居と就業の場所との間の往復
- 二 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
- 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）

<施行通達>（平18・3・31基発第0331042号）

事業場間移動は当該移動の終点たる事業場において労務の提供を行うために行われる通勤であると考えられ、当該移動の間に起こった災害に関する保険関係の処理については、終点たる事業場の保険関係で行うものとしていることによるものである。



社労士による無料相談会を随時開催中です！

まずはご連絡ください！心よりお待ちしております。TEL：03-3694-6091

メール：info@yamadasougou.co.jp

